

第 11 屋外消火栓設備

1 屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓の設置位置は政令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 4 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 政令第 19 条第 3 項第 1 号中の「建築物の各部分」とは、1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分をいうものであること。

なお、この場合において当該屋外消火栓にて有効に警戒することのできない屋内の部分にあっては、屋内消火栓（1 号消火栓に限る。）での警戒を要するものであること。ただし、冷蔵倉庫等の場合で、当該部分に屋内消火栓を設置することができない場合にあっては、直近の屋外消火栓に必要なホースを増加する等の措置によることができること。★

- (2) 屋外消火栓は、原則として建築物の出入り口付近に設けること。◆

- (3) 同一敷地内に複数の棟がある場合又は政令第 19 条第 2 項の規定により一の建築物とみなされる場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けて警戒すること。ただし、ホースが各棟の建築物内の各部分に延長できる場合には、この限りでない。◆

- (4) 政令第 11 条第 4 項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲は、屋外消火栓のホース接続口から水平距離 40m 以下となる範囲で、かつ、当該範囲に容易にホースが延長でき、有効に消火できるものに限ること。

2 加圧送水装置

- (1) 種別

加圧送水装置は、省令第 22 条第 10 号の規定によるほか、第 4. 「屋内消火栓設備」. 1.

- (1). (2) 及び (3) を準用すること。

- (2) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 1. (1). ア、(2). ア及び(3). アを準用すること。

- (3) 全揚程等

加圧送水装置の全揚程等は、省令第 22 条第 10 号イ、ロ及びハ、(ロ) の規定によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 8 を準用すること。

なお、消防用ホースの摩擦損失水頭は、省令第 12 条第 1 項第 7 号チの規定に基づく告示基準が示されるまでの間は第 8－1 表によること。◆

第 8－1 表 ホースの摩擦損失水頭表

ホースの呼称	50	65
摩擦損失水頭 (m)	20	6

(流量 400 L/min の樹脂内張ホース：100m 当り)

- (4) ポンプの吐出量

ポンプを用いる加圧送水装置は、省令第 22 条第 10 号ハ、(イ) の規定によるほか、次によること。

ア 他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあっては、それぞれの規定吐出量を加算して得た量以上とすること。ただし、屋内消火栓設備と兼用する場合にあっては、同時に使用する可能性がある場合を除き、それぞれの設備のうち規定吐出量が最大となる量以上と

することができる。

イ 同一敷地内に複数の棟がある場合には、ポンプを兼用又は併用することができる。

なお、ポンプを兼用又は併用する場合は第 4.「屋内消火栓設備」. 1. (1). ウ. (7). b を準用すること。

ウ 前 1. (2)により同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、ポンプを兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が 2 を超える場合においても、吐出量を 800 L/min 以上とすることができる。

(5) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

省令第 22 条第 1 項第 10 号ニに規定する放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置は、第 4.「屋内消火栓設備」. 1. (3)を準用すること。

3 水源

水源水量は、政令第 10 条第 3 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、第 4.「屋内消火栓設備」. 2. (1)を準用すること。

(2) 水源水量

ア 他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあっては、第 4.「屋内消火栓設備」. 2. (2)を準用すること。★

イ 前 1. (2)により同一敷地内の複数の棟を一の建築物とみなし、ポンプを兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓設備の設置個数が 2 を超える場合においても、水源水量を 14 m³以上とすることができる。

(3) 有効水量の確保

有効水量の確保は、第 4.「屋内消火栓設備」. 2. (3)を準用すること。

4 配管等

(1) 機器

機器は、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (1)を準用すること。

(2) 設置方法◆

ア 配管内の充水

(ア) 配管内の充水は、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). アを準用すること。なお、補助用高架水槽による場合は、補助用高架水槽から主管までの配管は呼び径 50A 以上とすること。

(イ) 前(ア)により設置する補助用高架水槽は、0.5 m³以上とすること。

イ 立上り管

主管のうち、立上り管は、呼び径 65A 以上のものとする。

ウ 屋内消火栓設備用配管との兼用

省令第 22 条第 1 項 8 号の規定により、屋内消火栓設備の配管を兼用（以下この項において「屋内消火栓配管兼用」という。）する場合は次によること。この場合、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). イの連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用する場合及び第 22「連結散水設備」. 3 の閉鎖型ヘッド方式による屋内消火栓設備兼用方式の連結散水設備を含まないものであること。

(ア) 政令第 11 条及び第 19 条並びに省令第 12 条及び第 22 条に適合すること。

(イ) 棟が異なる建築物で屋外消火栓設備（政令第 19 条第 2 項の規定により一の建築物と

みなされた場合を含む。)の加圧送水装置を兼用していないこと。

エ 配管の吊り及び支持

配管の吊り及び支持は第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). ウを準用すること。

オ 露出配管等

露出配管等は、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). エを準用すること。

カ 建物導入部の配管

建物導入部の配管は、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). オを準用すること。

キ 埋設配管

埋設配管は、第 4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). カを準用すること。

5 起動装置

起動装置は、省令第 22 条第 10 号ホの規定によるほか、第 4.「屋内消火栓設備」. 4 を準用すること。

なお、第 4.「屋内消火栓設備」. 4. (2). アに示す起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「屋外消火栓設備の場合 $H_1 + 0.3\text{MPa}$ 」とすること。◆

6 非常電源・配線等

第 4.「屋内消火栓設備」. 5 を準用すること。

7 屋外消火栓の表示等

省令第 22 条第 3 号及び 4 号の規定によるほか、次によること。

(1) 灯火及び標示は、次によること。◆

ア 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1 字につき、20 cm^2 以上とすること。

イ 消火栓の位置を明示する赤色の灯火は、消火栓箱の上部又は消火栓箱の上端に設けること。

ウ 赤色の灯火の有効面積は、直径 60mm 以上又はこれに相当する面積以上とし、かつ、側面の面積は前面投影面積の $1/4$ 以上の有効投影面積を有すること。

エ 加圧送水装置の始動を前イの灯火の点滅により表示できるものは、省令第 22 条第 3 号に規定する表示灯と兼ねることができる。

(2) 消火栓箱内に起動装置を設ける場合は、当該起動装置が容易に視認でき、かつ、操作しやすい位置とすること。

8 屋外消火栓箱の構造◆

屋外消火栓箱の構造は、第 4.「屋内消火栓設備」. 7. (1). ウ. (ア)を準用すること。

9 屋外消火栓等

(1) 屋外消火栓

ア 屋外消火栓は、地上式とすること。◆

イ 放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱に設けること。◆

(2) 消火栓開閉弁

ア 消火栓開閉弁は、第 4.「屋内消火栓設備」. 7. (1). ウ. (イ)を準用すること。

イ ホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込み式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 4 年自治省令第 2 号）」に規定する呼称 50 又は 65 に適合する差し口とすること。

10 屋外消火栓箱に格納するホース、ノズル等

(1) ホース

ア ホースは、前 9. (2)のホース接続口に結合できる呼称 50 又は 65 の長さ 20mのものを設置すること。◆

イ 設置するホースの本数は、屋外消火栓箱の警戒範囲の歩行距離を考慮して 2 本以上とすること。

(2) ノズル等

ノズル及び管その口 径は 19mm 以上とすること。◆

なお、原則として評価品とすること。◆

11 総合操作盤

総合操作盤は、省令第 22 条第 11 号の規定により設けること。